# 各ステークホルダーに期待される役割・責務に関する これまでの議論の整理

2024年4月8日

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 事務局

## デジタル空間における情報流通の全体像(案)

【発信】 【伝送】 【受信】 外国政府 ☞スライド3 国際機関 ファクトチェック機関 ☞スライド6 ☞スライド3 ファクトチェック関連団体 伝統メディア **☞**スライド7 コンテンツ制作者 伝統メディア 公共放送 利用者 (放送波·紙媒体) 新聞等メディア 電気通信事業 (全国紙・地方紙・雑誌・書籍等) ☞スライド6 ・サービス 民間放送 (キー局・ローカル局等) ΑI 利消 用費者 団団体 専門機関 **☞スライド4** (WHOなど) ☞スライド6 事業者 その他の制作主体 ☞スライド4 クリエイター・ ΑI **☞スライド7** フリー記者 ・メタバースなど)タル・キュレーション・・掲示板・検索・動画共有・ 関 ネットメディア (一次メディア) 業者 個人 (発信者?) ☞スライド5・6 ☞スライド4 ☞スライド6 (重要インフラ事業者含む) 国·自治体 ☞スライド2 研究機関(サイバーセキュリティ、認知科学、心理学、情報工学、法学、社会学等)・教育機関・普及啓発機関 **☞**スライド7

## これまでの議論の整理①:政府・地方自治体

### 政府・地方自治体に期待される役割・責務としてこれまでに言及があった主な例

- ▶ マルチステークホルダー間の相互連携・協力に基づくガバナンスの基本的な枠組みの設計と調整
- 外国政府・自治体や国際機関、グローバルなプラットフォーム事業者等との緊密な対話・連携
- ▶ 情報発信主体の一つとして、自らが制作するコンテンツの信頼性向上と国内外への発信力強化に向けた ガバナンス体制を確立
- ▶ 違法な情報流通に対する法と証拠に基づく迅速かつ確実な対応
- プラットフォーム事業者をはじめとする民間部門との間の適切なコミュニケーションと その透明性・アカウンタビリティ確保(偽・誤情報等の流通への対応の要請など)
- プラットフォーム事業者をはじめとする民間部門による取組の側面支援(直接介入・過剰介入の回避)
  - (例) 民間部門による取組の透明性・アカウンタビリティ確保の促進 過剰な/過少なコンテンツモデレーションによって生じる被害に対する救済手段の確保 リテラシー向上に向けた教育・普及啓発 ファクトチェックの推進(認知度向上等) 技術の開発・実証 人材育成 など
- デジタル広告の広告主の一つとして、アドフラウド対策やブランドセーフティ確保を通じ、 広告費の支出に関するリスク管理・ガバナンスを確保

## これまでの議論の整理②:主として情報発信に関わるステークホルダー①

## 伝統メディア(放送、新聞等)に期待される役割・責務としてこれまでに言及があった主な例

- ▶ デジタル空間で流通する情報の収集・分析を含む取材に裏付けられた信頼できるコンテンツ (偽・誤情報の検証報道・記事や偽・誤情報の拡散を未然に防ぐコンテンツを含む)の発信
- ▶ 信頼できるコンテンツの制作・発信に関する方法論やノウハウの共有等を含め、他のステークホルダー (プラットフォーム事業者、ファクトチェック機関、クリエイター、消費者を含む市民社会など)と緊密に連携

#### ファクトチェック機関を含むファクトチェック関連団体に期待される役割・責務としてこれまでに言及があった主な例

- ▶ 持続可能なファクトチェックの実現に向けたビジネスモデルの確立
- 効果的かつ迅速なファクトチェックの実現
- ▶ 以上の過程におけるプラットフォーム事業者、伝統メディア、消費者を含む市民社会、研究機関 その他のステークホルダーとの緊密な連携
- ▶ ファクトチェックに関する方法論やノウハウの共有、普及啓発、人材育成等を通じ、ファクトチェックの裾野を拡大し、社会全体への普及・浸透 (伝統メディアや企業・市民社会を含む集合知のファクトチェックへの活用)を促進

# これまでの議論の整理③:主として情報発信に関わるステークホルダー②

## 専門機関に期待される役割・責務としてこれまでに言及があった主な例

▶ 自らの専門領域に関わる偽・誤情報等へのカウンター発信など発信に係るガバナンスの確保

## その他の企業に期待される役割・責務としてこれまでに言及があった主な例

▶ デジタル広告の広告主として、ブランドセーフティが自社のブランド価値のみならずデジタル空間における情報流通の健全性に与える影響・リスクを認識し、これを軽減するための取組に主体的に関与

### その他の制作・発信主体に期待される役割・責務としてこれまでに言及があった主な例

発信者としてのリテラシー向上(自由な発信に伴う責任の自覚)

# これまでの議論の整理4:主として情報伝送に関わるステークホルダー①

## プラットフォーム事業者に期待される役割・責務としてこれまでに言及があった主な例

- ▶ 情報流通の適正化(投稿の削除やアカウント凍結・停止、注意喚起を促すラベル付与、 表示順位の低下等、ポリシーに定められた違法・有害情報等の流通抑止のために講じる 措置等)について一定の責任
- ▶ ユーザの表現を預かる立場でもあり、ユーザの表現の自由の確保について一定の責任
- ▶ 大規模なプラットフォームサービスの提供者は、そのサービスの提供により情報流通について公共的役割
- ▶ 場面(例:災害発生時など)に応じ、国民にとって必要な情報を確実かつ偏りなく伝送
- ▶ 自社サービスやそのアーキテクチャ(サービスに組み込まれたアルゴリズムを含む)が 情報流通の健全性に与える影響・リスクの適切な把握と対応 (緊急事態等における体制整備など、必要に応じたリスク軽減措置の実施)
- ➤ 伝送情報へのコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウンタビリティの確保
- 利用者データの収集・利活用(プロファイリングを含む)やこれらを通じたレコメンデーションを行う場合に おける透明性・アカウンタビリティの確保
- ▶ (特に広告仲介プラットフォームの場合)広告そのものや広告配信先メディアの質の確保に向けた取組と その透明性・アカウンタビリティの確保
- ▶ 啓発活動や技術実装・アーキテクチャ設計を通じた利用者のリテラシー向上支援
- > ファクトチェックの推進
- ▶ 以上の各役割・責務を果たす上での伝統メディア、ファクトチェック機関、広告主・広告関連事業者、 AI関連事業者、研究機関、利用者を含む市民社会その他のステークホルダーとの緊密な連携

# これまでの議論の整理⑤:主として情報伝送に関わるステークホルダー②

## メタバース関連事業者に期待される役割・責務としてこれまでに言及があった主な例

## AI関連事業者に期待される役割・責務としてこれまでに言及があった主な例

- ▶ AIが生成した偽情報・誤情報・偏向情報が社会を不安定化・混乱させるリスクが高まっていることを 認識した上で、必要な対策を実施
- ➤ AI開発・提供・利用において、「AI事業者ガイドライン」を参照し、指針遵守のために 適切なAIガバナンスを構築するなど、具体的な取組を自主的に推進

### その他の電気通信事業者に期待される役割・責務としてこれまでに言及があった主な例

▶ 安心かつ安全な情報伝送に関する知見や脆弱性情報の共有等を通じた他のステークホルダー (プラットフォーム事業者、伝統メディア、ファクトチェック機関、研究機関など)との緊密な連携 (緊急時における偽・誤情報対策の取組体制の確立など) これまでの議論の整理⑥:主として情報受信に関わるステークホルダー・その他のステークホルダー

### プラットフォーム利用者・消費者を含む市民社会に期待される役割・責務としてこれまでに言及があった主な例

- ▶ 偽・誤情報の流通・拡散、AIやデジタル広告の仕組み等、デジタル空間における情報流通に関する リスクや構造の理解・リテラシー確保
- 政府や事業者の取組に対するモニタリング(取組の透明性が確保されていることが前提)

## 利用者団体・消費者団体に期待される役割・責務としてこれまでに言及があった主な例

- プラットフォーム利用者・消費者を含む市民社会のリテラシー確保に向けた支援
- 政府や事業者の取組に対するモニタリング(取組の透明性が確保されていることが前提)

### 教育機関・普及啓発機関に期待される役割・責務としてこれまでに言及があった主な例

- プラットフォーム利用者・消費者を含む市民社会のリテラシー確保に向けた効果的な教育・普及啓発活動
- ▶ 信頼できる魅力的なコンテンツの制作・発信(ファクトチェックを含む)に向けた人材育成

### 研究機関に期待される役割・責務としてこれまでに言及があった主な例

- ▶ デジタル空間における情報流通の健全性(健全性に対するリスクの度合い・適切な軽減措置の在り方など)に関するファクトやデータに基づく専門的な研究・評価・分析
- ▶ 上記研究・評価・分析に基づく技術開発や政府・事業者の取組に関する提言・助言 (研究・評価・分析結果の社会への還元)

## 【参考】 デジタル社会形成基本法に定める各関係者の責務等

## ◆ 国及び地方公共団体の責務

### 【第13条】

国は、前章に定めるデジタル社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、デジタル社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 【第14条】

地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 【第15条】

国及び地方公共団体は、デジタル社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

### ◆ 事業者の責務

### 【第16条】

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 【参考】 サイバーセキュリティ基本法に定める各関係者の責務等

#### ◆ 国の責務

【第4条】国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、サイバーセキュリティに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### ◆ 地方公共団体の責務

【第5条】地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、サイバーセキュリティに関する自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### ◆ 重要社会基盤事業者の責務

【第6条】 重要社会基盤事業者は、基本理念にのっとり、そのサービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### ◆ サイバー関連事業者その他の事業者の責務

【第7条】 サイバー関連事業者(インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用又はサイバーセキュリティに関する事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### ◆ 教育研究機関の責務

【第8条】 大学その他の教育研究機関は、基本理念にのっとり、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保、サイバーセキュリティに係る人材の育成並びにサイバーセキュリティに関する研究及びその成果の普及に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### ◆ 国民の努力

【第9条】 国民は、基本理念にのっとり、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、サイバーセキュリティの確保に必要な注意を払うよう努めるものとする。

## 【参考】

## 個人情報保護法に定める各関係者の責務等

#### ◆ 国の責務

#### 【第4条】

国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

#### (参考) 個人情報の保護に関する基本方針「2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項」に定める項目

- (1) 各主体における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進 各行政機関における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進/個人情報取扱事業者等が取り扱う個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの 推進/官民や地域の枠を越えて各主体が取り扱う個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進
- (2) 個人情報の保護及び安全・円滑な流通を確保するための国際的な取組 国際的に整合のとれた個人情報に係る制度の構築/DFFTの推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築/国際動向の把握/国境を 越えた執行協力体制の強化
- (3) 個別の事案等への対応 個別の事案への対応/サイバーセキュリティ対策や経済安全保障の観点等からの対応
- (4) 広報・啓発、情報提供等に関する方針
- (5) 個人情報保護委員会の活動状況等の公表

#### ◆ 地方公共団体の責務

#### 【第5条】

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共 団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、 及びこれを実施する責務を有する。

#### (参考) 個人情報の保護に関する基本方針「3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項」に定める項目

- (1) 地方公共団体が保有する個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進
- (2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援 広報・啓発等住民・事業者等への支援の在り方/地方公共団体の部局間の連携・協力
- (3) 国・地方公共団体間の連携・協力の在り方

## 【参考】青少年インターネット利用環境整備法に定める各関係者の責務等

## ◆ 国及び地方公共団体の責務

#### 【第4条】

国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## ◆ 関係事業者の責務

### 【第5条】

青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

## ◆ 保護者の責務

### 【第6条】

- 1 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。
- 2 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

## ◆ 連携協力体制の整備

### 【第7条】

国及び地方公共団体は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を講ずるに当たり、 関係機関、青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者及び関係する活動を行う民間団体相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。 11

## 【参考】

## 消費者基本法に定める各関係者の責務等

#### ◆ 国の責務

【第3条】 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのつとり、消費者 政策を推進する責務を有する。

#### ◆ 地方公共団体の責務

【第4条】 地方公共団体は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのつとり、国の施策に準じて施策 を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

#### ◆ 事業者の責務等

【第5条】 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 五 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その 事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
- 【第6条】 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者 自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。
- 【第7条】 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に 行動するよう努めなければならない。
- 2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。
- 【第8条】 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。